

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 課税処分取消等請求上告事件
国側当事者・国 (雪谷税務署長)

平成26年3月20日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成25年10月9日判決、本資料263号-178・順号12302)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年12月7日判決、本資料262号-259・順号12109)

決	定
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年3月20日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹